



福島医発第 997 号 (地)
令和 5 年 7 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
補助金の返還にかかる厚生労働省から医療機関へのご連絡について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省において、令和 2 年度「インフルエンザ流行期における
発熱外来診療体制確保支援補助金」を申請した医療機関のうち、事業実績報告時
に既に交付された補助金の額が、事業実績による交付額の確定通知の金額を上
回っている医療機関があることが判明したため、当該補助金の返還対象の医療
機関に対してメールにて返還額と返還時期の確認等の手続きについて連絡をし
た旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

当該連絡については、対象医療機関全件に一斉に行うものではなく、準備がで
きたところより順次行われるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、詐欺を懸
念される医療機関もあると存じますので、会員医療機関より貴会宛に照会があ
った場合は、上記をご案内いただく等のご対応につきご高配の程、よろしく願
いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 615 号（地域）（健Ⅱ）

令和 5 年 6 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 范 敏

（公印省略）

インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の
補助金の返還にかかる厚生労働省から医療機関へのご連絡について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に精力的に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。

令和 2 年度「インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」を申請した医療機関のうち、事業実績報告時に既に交付された補助金の額が、事業実績による交付額の確定通知の金額を上回っている医療機関については、補助金の返還の手続きが必要となります。

今般、厚生労働省より、当該補助金の返還にかかる手続きを順次開始し、厚生労働省より返還対象の医療機関に、メールにて返還額と返還時期の確認等についてご連絡を差し上げている旨の連絡がございました。

当該ご連絡については、対象医療機関全件に一斉に行うものではなく、準備ができたところより順次行われていくとのことです。

これまでの報道等から、詐欺の懸念をされる医療機関もあると存じますので、本件につき医療機関等より貴会宛にご照会が来ることも考えられますが、その節は上記ご案内いただき、補助金の返還対象に該当するかご確認いただく等のご対応をいただければ幸いです。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただきますようお願い申し上げます。

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業

事業目的

国による直接執行

参考資料
令和2年度資料

インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図る。

事業内容

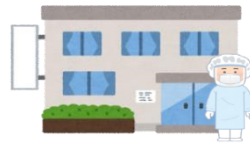
都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)が、発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助する。

〔補助基準額〕 $13,447円 \times (\text{受入時間に応じた基準患者数} - \text{実際の発熱患者等の受診患者数})$

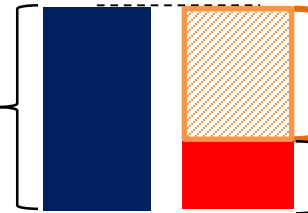
- ・ 基準となる患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定。
- ・ 実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付。

診療・検査医療機関(仮称)において
発熱患者等を受け入れる体制を確保

診療・検査医療機関(仮称)は都道府県が指定



①受入時間に応じた
基準患者数
(1日当たり20人を上限)



体制確保料として補助

②実際の受診患者数

体制確保時間 (1日あたり)の例	補助上限額 (1日あたり)
7時間	約26.9万円
4時間	約15.4万円
2時間	約7.7万円

〔体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例〕

$13,447円 \times (\text{①基準患者数}(20人) - \text{②実際の受診患者数}(5人)) = \text{約}20.2\text{万円/日}$

※ 自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人。

※ 実際には全く発熱患者等の受診を受け入れない場合は補助を減額。

※ 診療・検査医療機関(仮称)の指定期間中は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。

(都道府県等や地域の医療関係者における診療体制の整備)

- ・ 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、診療・検査医療機関(仮称)とその対応時間等を、地域の医療機関や受診・相談センター間で随時、情報共有。
- ・ その上で、診療・検査医療機関(仮称)から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるよう更なる方策を講じる。

※ 診療・検査医療機関(仮称)に国から必要な個人防護具を配布。